

動画を活用した教職の魅力発信業務仕様書

1. 委託業務名

動画を活用した教職の魅力発信業務

2. 業務の目的

人口減少や高齢化、高度情報化やグローバル化の進展等により社会情勢がめまぐるしく変動する中、教育における家庭環境や地域社会の変容、安全・安心に対する意識や多様な学びの必要性の高まりといった変化に対応するため、令和元年6月に「山梨県教育振興基本計画」を策定し、本県の教育の振興を進めている。一方、本県の教員採用試験の平均倍率は減少を続けており、2022年度は過去最低となっている。

本業務は、ソーシャルネットワーキングサービス「TikTok」が持つ若年層（10代～20代前半）への拡散性に着目し、本県で教職として働くことの魅力を短尺の動画（ショートムービー）を用いて、進路選択の時期にある高校生・大学生に向けて発信することで、本県における教員志願者数の増加を目的とするものである。

3. 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

4. 委託業務内容

(1) 企画

上記の本業務の目的を踏まえ、本県の教職の魅力発信するための動画を企画する。内容については、県と協議の上で決定すること。

ア 方針

動画全般に共通する方針は「教員の日常や職場の雰囲気のリアルに伝える」とし、この方針に基づいて動画を企画すること。

イ フォーマット

企画する動画のフォーマットは、以下の2項目とすること。なお、これらとは別に、方針に基づいていて目的の達成に有効なフォーマットがあれば、県と協議の上で採用する。

各フォーマットで扱う内容は、以下に例示するものを踏まえ、多様な訴求ができるような内容とすること。なお、各フォーマットにおける動画数は5本以上とすること。

○密着ドキュメンタリー・インタビュー

例) 教員を目指した理由、教員になってよかったこと、教員採用試験受験

○日常Vlog

例) 児童・生徒との交流、授業中の出来事、休み時間の過ごし方

ウ スケジュール

契約期間を通して定期的かつ継続的に動画を投稿することを念頭に置き、月2回以上の頻度で新規の動画が投稿されるようなスケジュールを検討して設定すること。

(2) 撮影

企画した内容に基づき、実際の撮影作業を行う。その際、下記の事項に留意すること。

- ・台本の作成、キャスティング、ロケハン等、撮影作業にあたっての準備工程は受託者が行うこととし、必要に応じて県と協議する。
- ・撮影や映像制作、映像調達において発生する使用料、出演料、謝礼、施設入場料、交通費等の経費は、すべて委託料に含まれるものとする。
- ・専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫すること。
- ・撮影や映像制作、映像調達において必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、本件受託者自身で行うこと。ただし、県と協議の上で、県が調整や手続き等を実施すべきと判断した場合は、この限りではない。
- ・制作した動画を県ホームページ、県の運営するSNS（Facebook等）、動画配信サイト（YouTube等）の媒体で配信すること及びTikTok含むSNS等で広告配信することについて、出演者や協力者等から同意を得るとともに、肖像権・著作権等の権利処理を行うこと。

(3) 編集

撮影した映像の加工と編集、BGM等の音声やナレーション、テロップ（字幕）の挿入等の編集作業を行う。その際、下記の事項に留意すること。

- ・アスペクト比は9：16とする。
- ・県による内容確認と修正指示への対応を経て動画の完成とする。
- ・動画の使用期間は設けないこととする。
- ・第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は本件受託者が行う。

(4) 納品

編集後の完成した動画を、電子データで県に納品する。その際、下記の事項に留意すること。

- ・ファイル形式はMP4形式もしくはMOV形式とする。
- ・動画の長さは3分間を上限とするが、目的の達成のために最も有効だと考える長さを、内容等を考慮して動画ごとに設定する。
- ・納品のタイミングは、(1)ウで設定したスケジュールに則り、想定する投稿時期の7日前を期限とする。

(5) 宣伝

制作した動画がより多くの人に届くよう、TikTok上での広告・他SNSとの連携等、動画へ誘導するための方策を検討し、県と協議した上で実行する。その際、下記の事項に留意すること。

- ・ 広告を実施する場合において、広告料、広告画像作成料等の経費は、すべて委託料に含まれるものとする。

5. K P I

委託業務実施にあたって、事業による成果を評価できるよう、定量的かつ適切な K P I を設定し、業務期間をとおして正確に計測すること。

- 例) 視聴回数、いいね数、シェア数、コメント数、エンゲージメント率
広告のクリック数・率・単価、ユーザー属性のリーチ

6. 県への実施報告

委託業務完了後は、速やかに実施報告書を県に提出すること。
実施報告書には次の項目を含めること。

- 実施内容
- K P I の達成状況
- 収支決算書
- 支出の費目別内訳
- その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7. 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本件受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、本県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8. 留意事項

- (1) 業務実施にあたって、プラットフォーム（日本国内でTikTokを運営するByteDance株式会社）と連携して進めること。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、委託料の範囲中で行うこと。
- (3) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。

- (5) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (6) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「動画を活用した教職の魅力発信業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- (8) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (9) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (10) 委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

9. その他

- (1) 再委託について
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。
- (2) 仕様の変更について
受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。
- (3) 記載外の事項について
本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。